

## 玉川大学障害学生支援ガイドライン

### I. 「玉川大学障害学生支援ガイドライン」策定の目的

この「玉川大学障害学生支援ガイドライン」は、本学において「玉川大学障害学生支援規程」（平成30年10月1日制定）に基づき、障害のある学生への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的な配慮の提供を行うにあたっての基本的な事項を取り纏めることを目的に制定します。

### II. 不当な差別的取扱いについて

1. 本学では正当な理由なく、各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対して付さない条件を付すことなど、不当な差別的取扱いである権利侵害は行いません。
2. 正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断します。危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づく対応は行いません。

### III. 合理的な配慮の提供について

1. 本学では障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学において教育を受ける場面で必要かつ適当な変更・調整を行うことに努めます。
2. 本学教職員は学生指導にあたっては、障害のある学生が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて個別に決定される合理的な配慮の提供を行います。本学では、学生の自立に向けた長期的見通しに基づいた支援を、学生の権利保障のために実施していきます。
3. 障害のある学生の意思を可能な限り尊重しつつ支援を実施するために、学生と本学の両者間で建設的対話を行います。また、妥当性がありつつも本質を変えることのない、支援計画を策定し、合意形成を図ったうえで、合理的配慮を提供します。
4. 障害学生の状態や進級などの環境の変化や技術の進歩・社会情勢等により、障害学生のニーズは変化しますが、一度提供した配慮内容をただ継続するのではなく、学生からの申し出等により配慮内容は柔軟に見直しを行います。
5. 合理的配慮の提供については大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過重の負担を課さない範囲で障害のある学生への支援を行います。

#### 【大学において教育を受ける場面】

本学においての合理的配慮の提供範囲としては、入学前相談・入試・授業（講義、実習、演習、実技等）・研究室の選択・課外活動の参加等、大学が関係するあらゆる場면을対象とします。

## 【社会的障壁の除去】

社会的障壁とは『障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの』（障害者差別解消法第2条2）であり、これを除去することに努めます。

## 【建設的対話】

建設的対話とは、障害学生と大学が相互理解をするための重要な対話のことであり、合理的配慮の提供はその対話を基盤に行います。障害学生の要望通りの配慮の提供が困難だと判断した場合には、その理由を説明し、同等の効果を得られる別の方法がないかを障害学生とともに検討していきます。

## 【教育の目的・内容・評価の本質】

合理的配慮は学部・学科等の方針やシラバス等を参考に教育の目的・内容・評価の本質を変えない範囲で提供していきます。

また、3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）やシラバス等を基に、合理的配慮の提供において変更できる点とできない点を判断します。

## 【過重な負担】

配慮内容の決定においては、大学側にとってその内容が過重な負担にならないかを個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、状況に応じて総合的・客観的に判断します。

- 教育・研究・事務への影響の程度（目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

また、大学が過重な負担に当たると判断した場合、障害学生にその理由を説明するものとし、学生が困難に感じていることについては建設的対話をもって対応します。

## IV. 配慮を受けるためには

1. 本学における合理的な配慮は、原則として障害であることを客観的に示す「障害者手帳」や医師による「診断書」等の提出を必要とし、障害のある学生本人又は入学希望者から具体的な支援要請を受けて対応します。
2. 学生及び入学希望者に対しては支援を要請する場合には、学生支援センターに申し出るように「入学試験要項」「入学手続要項」「学生生活ガイド」等で情報を公開します。
3. 学生支援センターに伝えられた情報は、所定の手続きを経たうえで、各所属学部・研究科と情報を共

有し、個人毎に支援計画を作成し、学生本人及び入学希望者・保証人（保護者）と本学の間で合意形成を図ります。

## V. 支援計画（対応表）の作成および実施

支援要請を受け、大学として要請内容を確認した結果、玉川大学障害学生支援規程第2条に該当する学生は、所属学部・研究科、学生支援センター、教学部等で協議のうえ「支援計画」を作成し、障害学生支援委員会に諮り、その後本人及び保証人と合意形成を図り、実施します。

## VI. 相談窓口

学生支援センター学生支援課（大学教育棟 2014 4階）

TEL：042-739-8904（生活担当）